

粕川・宮城地区スクールバス運行業務仕様書

- 1 件 名 粕川・宮城地区スクールバス運行業務
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 履行場所 前橋市立粕川中学校、月田小学校及び宮城小学校通学区域内
- 4 目 的 粕川中、月田小及び宮城小の遠距離通学児童生徒等を対象とする送迎業務を委託し児童生徒の円滑な通学に資するため
- 5 業務内容 登下校時のスクールバスの運行等
 - (1) バス運行時間 (予定) 運行前点検等の時間は除く。

粕川地区	朝	7時00分から8時10分まで
	夕	14時30分から17時00分まで
		※1 路線運行。朝1往復・夕2往復 (場合によっては朝夕1往復)。
宮城地区	朝	6時50分から8時10分まで
	夕	14時00分から17時10分まで
		※2 路線運行。2路線とも朝1往復・夕2往復。
 - (2) 運 行 範 囲 前橋市立粕川中学校、月田小学校及び宮城小学校の通学区域内
 - (3) 運 行 日 学校の授業日で運行カレンダーのとおり。令和8年度は199日、令和9年度は199日、令和10年度は200日を予定。

※この他、朝夕の間の学校行事等の理由により追加で増便運行あり。各年度、粕川地区、宮城地区で計100時間程度あり。

※学校行事等の理由で運行時刻変更や増便の依頼が学校からあった場合、出発時間の変更、増便については柔軟に対応すること。
 - (4) 運行ルート 別添のとおり。
 - (5) 利 用 人 数 粕川地区 10人程度
宮城地区 1台あたり20～40人程度
 - (6) 使 用 車 両 粕川中車庫保管のスクールバス1台(29人乗)、宮城小保管のスクールバス2台(42人乗、45人乗)を使用して運行すること。
 - (7) そ の 他
 - ・スクールバスの運行管理にあたっては、本仕様書のほか、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及びその他関係

法令を遵守すること。また、運転手の出退勤時においては、道路交通法施行規則第9条の10第1項第6号に準拠し、健康状態の確認やアルコール検知器等による検査を対面と準じた方法で実施すること。

- ・車内の軽易な清掃、燃料の給油、車両の運行前・運行後の日常点検、車両の異常箇所等についての市への連絡等バスの日常的な維持管理も業務内容とする。なお、走行に係る燃料費、車検費用、車両整備費等の経費は市が負担するものとする。

- ・車内の衛生環境の向上に努め、感染症対策を適切に講じること。

- ・スクールバスは市で自動車保険(自賠責、任意)に加入済み。

- ・児童生徒の送迎であるので、確実な安全運転、送迎時の接遇には十分注意すること。また、乗降時の車両周囲の安全確認等、児童生徒の安全管理を行うこと。

- ・欠便は即時に授業に影響があるので欠便は無いようにすること。また、急な車両の不備・故障等に対応できるよう、代替バスの配備を県内に有していること。

- ・毎日の児童生徒に対する送迎業務であり運転手の頻繁な交代は、児童生徒、保護者の安心感の面で好ましくないので、極力運転手は固定的なシフトとしていただくような配慮を願いたい。

- ・スクールバス内の児童生徒が置き去りにされることを防止するため、バスの乗降車時に児童生徒の所在の確認を行う等、国の示すガイドライン等に則り、安全管理の徹底を行うこと。

- ・学校と委託事業者は互いに連絡を密にして、円滑にバスの運行がすすむようにすること。

- ・長期休暇中(夏休み・冬休み・春休み)も通常運行を行う場合があるので留意すること。

- ・年に数回、他校が学校行事等でスクールバスを使用することがあるが、これについても増便扱いとして対応すること。

- ・令和11年度においても本業務の継続があり、令和11年度に委託業者が変更する場合は、ルート、車内の軽易な清掃、燃料の給油、車両の運行前・運行後の日常点検等の引継ぎを行うこと。

6 報 告 一月毎の委託業務完了のつど業務完了報告書を提出する。なお、業務完了報告書には運行日誌を添付しなければならない。

7 契約金額の支払方法

前月分の実績による請求を翌月1日以降に請求し、請求のあった日から30日以内に口座振込により支払う。

8 契約金額

(1) 入札金額 入札においては、「3台の運行1日あたりの運行額」と「1時間増便(1台)単価」を記入し、以下の計算にて入札金額としてください。

3台の運行1日あたりの運行額×199日+1時間増便(1台)単価×計100台の総額
増便時間は増便を行った日・バスごとに、30分未満は切り捨て、30分以上は1時

間に切り上げることとする。ただし、運行時間が1時間未満の場合は、1時間として計算を行うこととする。なお、増便時間とは、出庫から帰庫までの時間とする。

また、履行期間は3年間であるが、入札金額は1年間とする。

(2) 代替バス バスの故障等により当日運行できなかつた場合には、契約締結業者と別途定める金額にて、契約締結業者が所有する代替バスを運行するものとする。なお、代替バスの運行額については、一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金の適用に基づき算定を行うものとする。

(3) 代替バスの半日運行 朝又は夕のどちらかのみ運行となった場合には、契約締結業者と別途定める金額にて運行するものとする。

(4) 入札金額は上記のとおり1年間の見込み総額とするが、契約金額は「3台の運行1日あたりの運行額」と「1時間増便(1台)単価」の単価契約とする。

9 その他の留意事項

(1) 落札者(採用者)は、落札(採用)決定後直ちに、消費税及び地方消費税の免税事業者にあつては「免税事業者届出書」をこの委託業務の担当課(前橋市教育委員会事務局学校教育課)へ提出すること。なお、この届出書の提出に当たっては、別紙の様式第1号を利用することとし、課税期間の記載については、契約締結予定日を含む事業年度(個人事業者の場合は1月1日から12月31日まで)を記入すること。

(2) 令和8年度一般会計予算の成立を条件とする。

(3) 利用する児童生徒の増減等により、随時運行ルートに変更が生じる場合がある。履行期間中に運行ルートに変更の必要がある場合は、協議のうえ定めるものとする。

10 担当 前橋市教育委員会事務局 学校教育課 学校財務係
担当 田中秀吉 電話 027-898-5872